

京王電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限変更認可申請に係る審議（２回目）

1. 日 時

令和5年4月6日（木） 10：30～12：00

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

鉄道局：栗原旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、浅井、本間、宮田、廣井、堤

4. 議事概要

- 鉄道局より、京王電鉄株式会社（以下「京王」という。）からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請に関する収入支出項目の詳細について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 需要予測に関連して、妥当性の検証等の観点から、以下の点について整理して頂きたい。
 - ・ コロナ禍がなかったとした場合の推計結果
 - ・ 平成28年度以前の利用実績
 - ・ 特殊要因による補正のバックデータ
 - ・ 沿線人口の推移
 - ・ 観光需要についての考え方
 - ・ 利用特性
 - ② 設備投資計画について、以下の点について整理して頂きたい。
 - ・ 老朽設備更新に一定程度大きな金額が計上されている理由
 - ・ 環境面における取組
 - ③ 平成7年の改定時に逸走率が小さなものとなった理由はどのように考えているか。
 - ④ 令和6年度の実績コストと適正コストが同額となっている理由は何か。
 - ⑤ コスト削減や収入増に向けた京王独自の特色のある取組にはどのようなもの

があるか。
等について、意見・質問があった。

- これに対し、鉄道局からは、
 - ① 高尾山を始めとした観光需要については、京王からは、事業者全体としてみた場合には収支にもたらず影響は限定的であるとの報告を受けている。その点も含め、例えば沿線に利用者数が多い空港がある事業者とは異なり、通勤・通学需要メインとして、利用動向について明確な特色があるわけではないという面がある。それ以外の点については整理する。
 - ② 老朽設備更新については、既存の施設について一定程度老朽化が進んでいることによるものである。環境面については別途整理する。
 - ③ 京王では、通勤定期はある程度需要が減少していたことから、改定後の需要についても、低めに判断したが、実際には想定よりも減少しなかったというものであり、その背景については、橋本開業の効果が推定していたもの以上であったことが影響したのではないかと分析しているところである。
 - ④ これは偶然の結果であり、単位未満ではズレが生じている。
 - ⑤ 整理する。等の回答があった。

- 本件に係る公聴会を5月16日（火）午後1時から東京都で開催する方針を決定した。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。